



鶏の風見

発行者 神戸東労働基準協会
〒651-0085 神戸市中央区八幡通3-2-5
(I・N東洋ビル6階(601号))
TEL 078-222-1001
FAX 078-222-6116
発行責任者 高岡 拓史
印刷 コベルコビジネスパートナーズ(株)

労務管理研修会を開催しました

日時 令和7年9月16日(火)

14:00～16:30

会場 神戸商工貿易センタービル26階

第8会議室

主催 神戸労働基準協会 労務部会

来賓 神戸東労働基準監督署

木戸 一雅 署長 様

内容 講師ご説明の一部となりますが、以下ご紹介します。



1「労務管理上の留意点について」講師 同署 第一方面主任監督官：増田 乾成 氏

1) 労働時間に関して問題となった事例の紹介

- ・概要：情報を受けての立入調査。始業前に使用者の指示により清掃作業が行われていたが、その分の割増賃金が支払われていない、同作業が労働時間として記録されていなかったもの。
- ・監督署による指導内容：①割増賃金の適正な支払については是正勧告(労基法第37条第1項違反)等、②労働時間の適正把握・記録を指導

2) 兵庫県最低賃金の改正に伴う関連施策

- ・兵庫県最低賃金が変わります。(10/4から 1,116円(時間額))
 - ・厚生労働省では、「最低賃金に関するセルフチェックシート(Excel)」をHP上で公開しています。最も賃金額が低い者の給与額を入力することで、最低賃金額以上の賃金が支給されているか確認できる内容となっています。
- 近年は最低賃金の大幅な引き上げが続いていたことにより、気づかないうちに「最賃割れ」していたという状況もありえますので、この機会に是非ご確認ください。

3) その他、「不適切な勤怠計算に関して問題となった事例」(不適切な端数処理の問題他)、「最近の相談事例～いわゆるスポットワークに関する諸問題」等のご説明あり。

2「カスハラを含むハラスメント防止対策」

講師：兵庫労働局 雇用環境・均等部 指導課 指導主任 内濱 諒 氏
レジメに従い「ハラスメント防止対策で重要なこと」等のご説明。

※カスハラ対策の義務化については、2P掲載のリーフレットをご参照願います。

3「賃金引き上げの支援策・各種助成金のご案内」

講師：兵庫働き方改革推進支援センター 社会保険労務士 湯本 さやか 氏
賃金引き上げに活用できる「業務改善助成金」「人材確保等支援助成金」等のご説明。

事業主の皆さまへ（全企業が対象です）

公布日：令和7年6月11日

ハラスメント対策・女性活躍推進 に関する改正ポイントのご案内

I：ハラスメント対策強化に向けた改正ポイント

- **カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります！**

（施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日）

カスタマーハラスメント対策の義務化

- カスタマーハラスメントとは、以下の**3つの要素をすべて満たすもの**です。
 - ①顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
 - ②社会通念上許容される範囲を超えた言動により、③労働者の就業環境を害すること。
 - 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
 - ・相談体制の整備・周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置
- ※ 自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主が講じる事実確認等の措置の実施に関して必要な協力が求められた際は、事業主はこれに応じるよう努めるものとされています。
- ※ カスタマーハラスメント対策を講ずる際には、当然ながら、消費者の権利等を阻害しないものでなければならず、また、障害者差別解消法の合理的配慮の提供義務を遵守する必要があります。

求職者等に対するセクハラ対策の義務化

いわゆる「就活セクハラ」

- 求職者等（就職活動中の学生やインターンシップ生等）に対しても、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主の義務となります。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（例：面談等を行う際のルールをあらかじめ定めておくこと等）
 - ・相談体制の整備・周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応（例：相談への対応、被害者への謝罪等）

★ これらのハラスメントに関する国、事業主、労働者、顧客等（カスタマーハラスメントのみ）の責務も明確化します。

※ カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメントは行ってはならないものであり、事業主・労働者・顧客等の責務として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。

ハラスメントのない職場の実現に向けた国の啓発活動を強化します！

改正法では、国の責務として、職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、国が啓発活動を行う旨が定められました。職場におけるハラスメントについて、情報発信等の取組の充実を図ってまいります。

事例動画など役立つコンテンツを掲載

あかるい職場応援団 HP

検索

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

監督署だより

事業主の皆さまへ

労働保険の成立手続きについて

「労働保険」とは、**労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険の総称**です。
このリーフレットで、貴事業場について労働保険の成立手続き義務の有無などをご確認の上、まずは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークへご相談ください。
新規開発事業者など、手続経験のない方もお気軽にご相談ください。

労働保険の強制適用事業

常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、**労働者を1人でも雇っている事業は強制適用事業であり、成立手続きを行う義務があります。**

※法人の役員、役員以外の職務等も一定の場合を除き、労災保険、雇用保険の対象となります。

労働者とは？



労働者とは、職務の範囲にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。

▶ 短時間労働者（パート、アルバイト等）について
労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

成立手続きを怠っていると？

- 1 遑って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。
労働保険の成立手続きを怠ると、政府が職権により成立手続きを決定します。その際、労働保険料は手続を行っていない過去の期間についても遑って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料等や追徴金が納付されない場合は、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。
- 2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。
政府は、事業主が故意又は重大な過失により労働保険の成立手続きを行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた労働災害について労働保険給付を行なった場合は、労働基準法の規定による災害補償の限度で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。
- 3 事業主の方のための助成金が受けられません。
雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高年齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の未納がある場合、受給できない可能性があります。

電子申請での手続、口座振替納付が便利

電子申請での手続をご利用いただく、行政機関に届くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続を行うことができます。



詳しくはこちら
労働保険 電子申請



労働保険料及び一斉給付金は、口座振替により納付いただくことが可能です。口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

詳しくはこちら
労働保険 口座振替納付

労働保険に入っていれば…

POINT 1 会社も安心。



POINT 2 働く人も安心。



POINT 3 家族も安心。

はたらく安心、つなぐ安心。

労働保険 × 雇用保険

労働保険

労働保険は、仕事や通勤による傷病等や、失業による休業等の際に、労働者とその家族を守るセーフティネットとして重要な役割を果たします。
事業主は常勤、パート、アルバイトなど、名称や雇用形態に関わらず、1人でも雇った従業員を守る責任と、労働保険の成立手続きを行う義務があります。

電子申請なら24時間、365日いつでも手続可能！口座振替納付も便利

詳しくは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/> 労働保険 特設サイト または二次元コードから

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）全国労働保険事務組合連合会・全国労働保険事務組合



しごとより、 いのち。

働くことは、生きること。仕事は、たいせつ。

でも、働き過ぎて心や体の健康を損なうことは、絶対にあってはならないこと。

どんなに時代や働き方が変化したとしても、それはあたりまえのこと。

あなたの職場環境のこと、みんなで一緒に考え直してみませんか。

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

STOP!
過労死



人事院 内閣官房内閣人事局 総務省 文部科学省
厚生労働省ホームページ ▶ <https://www.mhlw.go.jp>

詳しい情報や相談窓口はこちら

厚生省 過労死防止

検索

労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

労働条件等に関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間 平日8:30～17:15)



●労働条件相談ほっとライン(電話相談)

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。
日本語の他、13言語に対応しています。

"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

0120-811-610

平日/17:00～22:00 土・日・祝日/9:00～21:00 (12/29～1/3を除く)



●確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者や
そのご家族向け、事業主や人事労務担当者向け
にその内容を分けて掲載しています。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



ハラスメントに関するご相談は・・・

●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントを含む労働問題に関するあらゆる分野について相談を受け付けています。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



●都道府県労働局雇用環境・均等部(室)一覧

セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



●あかるい職場応援団(ポータルサイト)

ハラスメント対策に役立つ情報の
提供を行っています。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

●こころの耳電話相談

働く方やその家族等からのメンタルヘルス不調等について無料で相談に応じています。

0120-565-455

月～金/17:00～22:00 土・日/10:00～16:00 (祝日及び年末年始を除く)

メール相談 24時間受付

SNS相談 月～金 17:00～22:00
土・日 10:00～16:00
(祝日及び年末年始を除く)



●こころの耳(ポータルサイト)

職場におけるメンタルヘルス対策に関する最新
情報や取組事例、働く方のセルフケアに役立つ
ツール等、様々なコンテンツを提供しています。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



●まもうよこころ

「死にたい」、「消えたい」などの悩みや不安を
抱えていたら、相談してください。電話やSNS
の相談窓口を紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>



過労死の防止のための
活動を行う

民間団体の
相談窓口

過労死等防止対策推進全国センター

<https://karoshi-boushi.net/>



全国過労死を考える家族の会

<https://karoshi-kazoku.net/>



過労死弁護団
全国連絡会議

(過労死110番全国ネットワーク)

<https://karoshi.jp/>



参加
無料

過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

お問い合わせ先

専用ナビダイヤル
(月～金 9:00～17:30)

0570-026-027



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

みなと銀行様から「アルムナイ採用制度」等についてご紹介をいただきます。(協会事務局)

会員事業場 紹介

株式会社みなと銀行

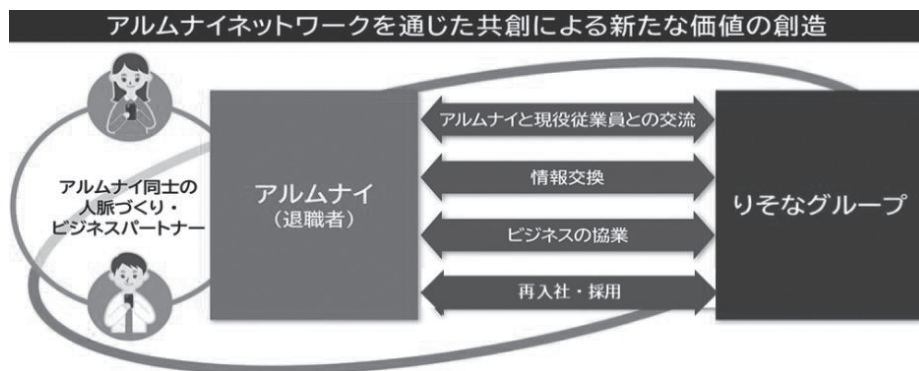
《アルムナイ採用》

みなと銀行は2022年度より、多様な人財が活躍する組織づくりに向けてアルムナイ採用を導入しています。アルムナイとは「卒業生・同窓生」の意味で、アルムナイ採用とはりそなグループを退職し他社でキャリアアップした方を採用(再雇用)する方法です。しかし、みなと銀行からの情報発信がメインとなり、双方向のコミュニケーションができていない、という観点では課題がありました。その後、アルムナイとの関係性をさらに深化させ、再雇用はもちろん、様々な情報交換・ビジネス上の協業等の実現を目的に、2024年3月よりアルムナイ専用のSNSである「アルムナイネットワーク」を導入しています。

「アルムナイネットワーク」とは、当グループを退職された方々が参加できる専用のネットワークであり、りそなグループの4銀行が共同で運営しております。今後は、退職された方々とのつながりを維持し続ける場として、このネットワークの利用者をさらに増やしていくことを目指しております。

アルムナイ採用枠における年度ごとの採用数の推移についてですが、これまで累計で20～25名程度の方にご入社いただいております。毎年の採用人数はおおむね7～8名程度となっております。

銀行以外の仕事を経験したうえで、再入社いただいているケースが多いので、他社で学んだ知識や経験を活用して、当社で営業活動を行っていただいております。当社が提供できるソリューションと前職での経験や知識を掛け合わせて、提案の幅を拡げることにもできていると思います。また、過去に経験ある職務内容なので、再入社後のギャップが少ないことは、再入社された方のメリットになるかと思います。ギャップが少なく入社ができることで、定着化につながっています。



《リファラル採用》

リファラルとは「紹介する・推薦する」の意味で、リファラル採用とは主に在籍している社員からの紹介や推薦で採用する方法です。りそなグループで活躍が期待できる専門性を持っており、りそなグループで働くことに興味を持っている人財が紹介可能な方については、みなと銀行人財サービス部採用チームまでご連絡ください。(TEL 078-333-3225)

事務局から

■新年祈願祭・神戸東地区安全衛生大会のご案内

詳細は同封の両行事の開催案内をご参照願います。

・新年祈願祭 日程 令和8年1月14日(水) 12:50～

会場 湊川神社(神戸市中央区多聞通3-1-1)

・令和7年度 神戸東地区安全衛生大会

日程 令和8年1月14日(水) 14:00～17:00

会場 神戸市医師会館 4階大ホール(神戸市中央区橋通4-1-20)

事例発表 川崎重工業健康保険組合 様

演題:「寒い冬こそ 体を動かしましょう」

特別講演 講師 藤本 吟藏 労働安全コンサルタント 様

演題:「ヒューマンエラーと指差呼称 ～ヒューマンエラーの本質・指差呼称の重要性～」

.....

■人材確保・定着セミナーのお知らせ

事業の継続発展のためには、人材確保は欠かせない課題ですが、少子高齢化・労働人口減少の折、求人を出しても応募が来ない、応募少数のため求める人材が得られない、採用しても早期に離職されてしまう等、苦慮される事例も多くなっています。

現行の取組みに改善の余地があるのでしょうか、多数の事例に対応されている社会保険労務士からアドバイスをいただきます。採用担当者等ご参加ください。(参加無料)

日時 令和7年11月26日(水) 15:00～16:30頃

会場 神戸市立中央区文化センター 11階 1103+1104号室

内容 ① 求人募集を始める前にすること ② 求人原稿の作り方のコツ・事例

③ 選考のプロセス・面接 ④ 採用・定着

講師 兵庫働き方改革推進支援センター 副センター長 川元 由紀子 氏

詳細は前月号同封チラシ又は協会HPお知らせ欄をご参照願います。

.....

■「第55回年末年始無災害運動」の用品販売について

中災防「第55回年末年始無災害運動」のポスター等の用品販売を、11月1日から開始します。同封のチラシを参照願います。

ポスター等を活用し安全衛生意識の高揚を図り、年末年始も無災害を継続しましょう。お申込みの際は、当協会までお願いします。

事務局だより

令和7年11～12月度の技能講習などの予定です。

詳細は、当協会 HP (<https://kobehigashi.com>) をご参照ください。

技能講習等は、長年の実績を有する当協会主催の技能講習等を是非ご利用ください。

随時受け付けいたします。ただし定員になり次第締め切ります。

実施機関	講習名	実施月日	会場	受講料 (1名につき)
神戸東労務所	玉掛け技能講習	11月19・20日	神戸東労働基準協会 研修室	25,630～27,830円
		11月22日	(株)神戸製鋼所 神戸線条工場	
	安全衛生推進者養成講習	11月26日	神戸東労働基準協会 研修室	15,730円
	衛生推進者養成講習			11,330円
神戸東労働基準協会	金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習	12月3日	(株)神戸製鋼所神戸線条工場 コミュニティセンター	12,870円
	危険予知訓練研修	11月4日	(株)神戸製鋼所神戸線条工場 コミュニティセンター	8,030～10,230円
	安全セミナー(協会安全衛生部会)	11月5日	神戸市立中央区文化センター	無料
	保護具着用管理責任者教育	11月6日	神戸東労働基準協会 研修室	16,500～19,800円
	職長能力向上教育	11月17日	(株)神戸製鋼所神戸線条工場 コミュニティセンター	8,140～10,340円
	職長・安全衛生責任者能力向上教育			8,690～10,890円
	衛生管理者受験準備講習会(一種)	11月18日	神戸東労働基準協会 研修室	23,100円
	衛生管理者受験準備講習会(二種)			14,300円
	メンタルヘルス(セルフケア)研修	11月18日	神戸市立中央区文化センター	5,500円
	第一種衛生管理者受験準備講習(休日)	11月22・24日	兵庫県中央労働センター	26,400円
	石綿取扱作業特別教育	11月25日	神戸東労働基準協会 研修室	9,020～11,220円
	人材確保・定着セミナー	11月26日	神戸市立中央区文化センター	無料
	酸素欠乏症防止特別教育	11月28日	神戸東労働基準協会 研修室	8,250～10,450円
	第一種衛生管理者受験準備講習(休日)	12月7・13日	兵庫県中央労働センター	26,400円
	化学物質管理者講習(6H)	12月8日	(株)神戸製鋼所神戸線条工場 コミュニティセンター	19,580～23,980円
	フルハーネス特別教育	12月9日	(株)神戸製鋼所神戸線条工場 コミュニティセンター	9,240～11,440円
	アーク溶接等業務特別教育	12月10・11日	神戸東労働基準協会 研修室	19,140～21,340円
		12月13日	神戸線条工場内 コベルコ E & M	
	リスクアセスメント担当者研修会	12月16日	(株)神戸製鋼所神戸線条工場 コミュニティセンター	10,230～12,430円
	低圧電気取扱い業務特別教育	12月18日	神戸東労働基準協会 研修室	17,050～19,250円
		12月20日	(株)神戸製鋼所 神戸線条工場	
	職長教育	12月23・24日	(株)神戸製鋼所神戸線条工場 コミュニティセンター	13,530～15,730円
	職長・安全衛生責任者教育			17,050～19,250円

編集後記

9月16日開催の労務管理研修会には多数ご参加いただき有難うございました。適正な労働時間管理、兵庫県最低賃金改定、各種ハラスメント防止対策等、確実に対応して参りましょう。

協会では年間計画等に基づき、11月では、5日に安全セミナー、26日に人材確保・定着セミナーを開催します。こちらも、働きやすい職場づくりにあたりご活用願います。

